

## 千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金交付要綱

令和2年 3月27日

令和3年 3月23日

令和3年11月30日

改正 令和5年 5月30日

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千葉市公共交通利用促進等支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、千葉市補助金交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (目的)

第2条 この補助金は、交通事業者等が行う公共交通への乗継環境の整備及び利用促進事業に要する経費の一部を補助することにより、公共交通の利用促進を図ることを目的とする。

### (補助事業等)

第3条 市長が補助金交付の対象として認める経費（以下「補助対象経費」という。）について、予算の範囲内において補助対象事業者に対し補助金を交付する。  
2 補助対象事業、補助率及び補助金額については、別表に定めるとおりとする。  
3 補助対象事業者は、市税を完納していなければならない。

### (補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を申請しようとする者は、規則第3条第1項の規定により補助金交付申請書（第1号様式）を市長に提出しなければならない。

### (補助金の交付決定)

第5条 市長は、前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきであると認めたときは、規則第6条第1項の規定により補助金交付決定通知書（第2号様式）により補助金の交付申請者に通知する。  
2 市長は、補助金の交付が適当でないことを認めるときは、規則第4条第3項の規定によりその旨を記した補助金不交付決定通知書（第3号様式）により補助金の交付申請者に通知するものとする。

### (変更の承認申請)

第6条 前条第1項の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、内容を変更しようとするときは、速やかに補助金変更等申請書（第4号様式）及び変更に係る添付書類を添えて、市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 交付決定者は、補助事業を中止する場合、速やかに補助金変更等申請書（第4号様式）により市長に提出しなければならない。

（変更の承認又は差戻し）

第7条 市長は前条の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を変更することが適当であると認めたととき、又は適当でないと判断した時は、変更承認、又は差戻し通知書（第5号様式）及び補助金交付変更決定通知書（第2号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第8条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その日から30日を経過した日又は当該年度の3月10日のいずれか早い日までに、実績報告書（第6号様式）を市長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、前項に規定する実績報告にあつては、消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。ただし、報告時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（補助金の額の確定）

第9条 市長は、前条の規定により報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたとときは、規則第13条の規定により補助金交付確定通知書（第7号様式）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金支払いの請求）

第10条 交付決定者は、前条の規定により補助金交付確定通知書を受領したときは、受領した日から起算して10日を経過した日までに請求書（第8号様式）を市長に提出しなければならない。

（消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第11条 交付決定者は、補助事業完了後に消費税等仕入控除税額が確定したときは、速やかに報告書（第9号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けた場合であつて、既に交付した補助金を返還させ

る必要があると認めるときは、交付決定者に対し返還命令書（第10号様式）消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命じるものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年6月1日から施行する。

補助対象事業			補助率及び補助金額
事業の区分	補助対象事業者	補助対象経費	
駐輪場等整備支援事業	1 交通事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに定める一般乗合旅客自動車運送事業を営業者（ただし、路線定期運行を行う者に限る）及び鉄軌道事業者  2 町内自治会等  3 その他市長が認めた者	バス停や鉄軌道駅及びその周辺部において乗継環境の向上のために実施する施設整備に要する経費（用地取得費は除く） 対象事業：サイクルアンドライド等施設整備、バス停留所の環境整備（ベンチ）	当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。 ただし、国庫補助対象事業の場合は国庫補助金額を上限とする。
路線バス高度化支援事業	1 交通事業者 一般乗合旅客自動車運送事業者（路線定期運行を行う者に限る）	バスの運行情報を経路検索サービスなどに適切に反映させ、バス路線の認知度向上による 需要の掘り起こしを図るため、国土交通省が定めたフォーマットでバス運行情報を作成する経費 対象事業：標準的なバス情報フォーマット化	当該事業に要する経費に2分の1を乗じて得た額以内とする。 ただし、国庫補助対象事業の場合は国庫補助金額を上限とする。